

石川県警察航空隊の運営に関する訓令

平成 5 年 9 月 2 0 日
石川県警察本部訓令第 8 号

改正 平成 6 年 9 月 3 0 日警察本部訓令第 2 6 号

石川県警察航空隊の運営に関する訓令を次のように定める。

石川県警察航空隊の運営に関する訓令

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 航空隊（第 3 条～第 1 1 条）

第 3 章 航空隊の運用等（第 1 2 条～第 1 8 条）

第 4 章 雑則（第 1 9 条・第 2 0 条）

附則

第 1 章

（目的）

第 1 条 この訓令は、石川県警察航空隊（以下「航空隊」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 航空隊の設置並びに石川県警察航空隊（以下「航空隊」という。）の運用及び整備等については、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和 3 7 年国家公安委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成 4 年警察庁訓令第 1 6 号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（航空業務の基本）

第 2 条 航空業務（規則第 2 条第 1 号に規定する航空業務をいう。以下同じ。）は、航空機の運航の安全を確保するとともに、警察業務の効率的な遂行に資するため、これを計画的に行うことを基本とする。

2 航空業務計画（規則第 4 条第 3 項に規定する航空業務計画をいう。以下同じ。）は、これを別に定める。

第 2 章

（設置）

第 3 条 航空隊は、これを生活安全部地域課に置く。

（編成）

第 4 条 航空隊は、航空隊長及び企画、運航、整備等を業務とする職員をもってこれを編成する。

（活動の本拠）

第5条 航空隊の活動の本拠は、石川県警察ヘリポート(以下「航空基地」という。)
(任務)

第6条 航空隊の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 県内全域を活動区域として、航空機を運用することにより、警ら、遭難者の捜索救助及び警察業務の支援を行うこと。
- (2) 警察法第60条第1項の規定に基づき航空隊又は航空隊の職員が派遣された場合に、当該派遣要請先の都道府県公安委員会の管理する管轄区域内において、警察活動を行うこと。

(航空隊長の職務)

第7条 航空隊長は、航空業務計画に従って航空隊を運営するとともに、航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

(運航責任者)

第8条 航空隊には、次に掲げる業務の実施についての責任者(以下「運航責任者」という。)を置く。

- (1) 航空機の運航及びその安全に関すること。
- (2) 航空機等(規則第2条第2号に規定する航空機等をいう。以下同じ。)の整備に関すること。
- (3) 航空業務に関する教育訓練に関すること。

2 運航責任者は、前項に規定する業務を実施するため、航空業務計画に基づき、次に掲げる年間計画等を策定するものとする。

- (1) 航空機事故(規則第2条第4号に規定する航空機事故をいう。以下同じ。)の防止に関する年間計画
- (2) 航空機の運航に関する年間、月間及び週間計画
- (3) 航空機等の整備に関する年間計画
- (4) 航空業務に関する年間の教育訓練計画

3 運航責任者は、航空隊長がこれを兼ねるものとする。

4 航空隊長に事故があるときは、その都度、航空従事者(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第3項に規定する航空従事者をいう。以下同じ。)たる警察官の中から運航責任者を指定する。

第9条 航空隊には、運航責任者を補佐し、次に掲げる業務を担当する者(次項において、「安全担当者」という。)を置く。

- (1) 前条第2項に規定する航空機事故の防止に関する計画の案を立案すること。
- (2) 航空機を安全に運航するために必要な情報の収集及び整理を行うこと。
- (3) 航空機を安全に運航するために必要な教育訓練を行うこと。
- (4) 航空従事者の健康管理に関する指導を行うこと。

2 安全担当者は、航空従事者をもって充てる。

(勤務制)

第10条 航空隊の勤務制は、石川県警察職員の勤務時間等及び勤務時間管理に関する訓令（平成4年石川県警察本部訓令第16号）第3条に規定する毎日制勤務とする。

（勤務の内容）

第11条 航空隊の勤務内容は、航空機の運航、航空機等の整備及び待機とする。

2 待機は、航空基地において事件又は事故の発生に即応できる体制の下に教養訓練、航空基地の管理その他航空業務に関する事務に当たるものとする。

第3章 航空機の運用等

（警ら）

第12条 航空機による警らは、事件又は事故の発生に即応できる体制の下に、あらかじめ計画する活動区域を巡航することにより、地上等における異常な事象の警戒活動及び地形、地物、地理、交通の状況、公害の発生状況その他の実態掌握活動に当たるものとする。

（遭難者の搜索救助）

第13条 運航責任者は、山岳遭難その他の遭難の発生を知り、当該遭難者の搜索救助に航空機の活動が適当と判断する場合は、直ちに航空機を出動させるものとする。

（支援要請）

第14条 所属長（石川県警察の処務に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第3号。以下「処務訓令」という。）第2条に規定する所属長をいう。）は、所属の業務に関し航空機の支援が必要な場合は、あらかじめ別記様式をもって支援の要請をし、警察本部長の承認を得なければならない。ただし、急を要する場合は、電話その他の方法をもって行うものとし、事後、速やかに経過を報告するものとする。

2 航空機の支援要請に伴い搭乗を承認された者は、運航責任者と事前調整を行うとともに、搭乗に際しては、機長（規則第12条に規定する機長をいう。以下同じ。）の指示に従わなければならない。

第15条 運航責任者及び機長は、航空機の運航に当たっては、警ら用無線自動車、警察用船舶等との連携を図るとともに、通信指令室及び警察署通信室の機能を十分に活用しなければならない。

（臨時発着場）

第16条 航空機の運航に関し適当とする場所に臨時の発着場を設定する。

2 前項の発着場は、これを別に指定する。

3 署長（処務訓令第2条に規定する署長をいう。）は、管轄区域内の発着場における航空機の運航に関し、必要な協力をするものとする。

（運航基準等）

第17条 運航責任者は、別に定める運航基準及び整備基準に従い、適正な航空機

の運航及び航空機等の整備に努めなければならない。

(検査)

第 18 条 航空機等の整備については、6 か月ごとに次に掲げる次項を検査する。

- (1) 航空機等の整備の状況
- (2) 航空機等の整備に関する法令の遵守の状況
- (3) 航空機等の整備に関する記録の整理の状況

第 4 章 雑則

第 19 条 運航責任者は、次の簿冊を備付けておかなければならない。

- (1) 飛行及び整備記録簿
- (2) 航空機等の経歴簿
- (3) 業務日誌

(航空基地等の防護)

第 20 条 航空基地及び航空機の防護に関し必要な計画は、これを別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 石川県警察航空機使用管理に関する訓令 (昭和 61 年石川県警察本部訓令第 12 号) は、廃止する。

附 則 (平成 6 年 9 月 30 日警察本部訓令第 26 号) 抄

この訓令は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

別記様式（第14条関係）

平成 年 月 日
第 号

石川県警察本部長 殿

所属長 印

航空機支援要請書

次のとおり航空機の支援を要請します。

目的						
日時			予備日時			
活動区域						
搭乗者	所属	階級	氏名	年齢		
	出発地					
	到着地					
	携行品					
連絡先	係名			氏名	電話	

地発第 号

航空機支援承認書

上記について要請のとおり承認する。

平成 年 日

石川県警察本部長

印